

## 笛吹市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災の自主的な活動を支援するため、自主防災組織が整備する防災資機材等の購入に要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、自主防災組織(笛吹市行政区長等設置規則(平成16年笛吹市規則第5号)別表第1に規定する行政区をいう。)とする。

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、自主防災組織で使用する防災物品及び訓練・啓発等に使用する用具等の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、20万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織防災設備整備計画書
- (2) 資機材等購入に係る見積書
- (3) 設置場所位置図(住宅地図可)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは自主防災組織補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった自主防災組織に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた自主防災組織は、補助金の交付決定を受けた内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、自主防災組織補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定額に対し 20%以内の減額変更である軽微な変更を除く。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは自主防災組織補助金変更承認通知書(様式第 5 号)により、不適当と認めるときは自主防災組織補助金変更不承認通知書(様式第 6 号)によりその理由を付して、承認申請のあった自主防災組織に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

- 第 9 条 第 7 条の規定により交付決定を受けた自主防災組織は、防災物品等の納品が完了したときは、当該完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の 2 月 10 日のいずれか早い期日までに、自主防災組織補助金実績報告書(様式第 7 号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 完成写真

(補助金の額の確定)

- 第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災組織補助金交付額確定通知書(様式第 8 号)により、実績報告のあった者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第 11 条 自主防災組織は、前条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、自主防災組織補助金請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、自主防災組織が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第 12 条 市長は、交付決定を受けた自主防災組織が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、自主防災組織補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)により、交付決定団体に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、自主防災組織補助金返還命令書(様式第 11 号)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 笛吹市 町 区  
区長

### 自主防災組織補助金交付申請書

次のとおり笛吹市自主防災組織補助金の交付を受けたいので、笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 団体の目的

3 団体の組織(構成)

- (1) 組織人員
- (2) 組織構成の区域

4 添付書類

- (1) 自主防災組織防災設備整備計画書(別紙 1)
- (2) 資機材等購入に係る見積書
- (3) 設置場所位置図
- (4) その他市長が必要と認めるもの



様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市 町 区  
区長 様

笛吹市長



自主防災組織補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自主防災組織補助金について、  
笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の  
交付を決定したので通知します。

交付決定額

円

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市 町 区  
区長 様

笛吹市長



自主防災組織補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自主防災組織補助金について、  
笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の  
不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 笛吹市 町 区  
区長

自主防災組織補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった自主防災組織補助金について、次のとおり変更したいので、笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更前交付決定額

円

2 変更後申請額

円

3 変更等内容

4 変更等理由

5 添付書類

- (1) 自主防災組織防災設備整備変更計画書(別紙2)
- (2) 資機材等購入に係る見積書
- (3) 設置場所位置図(住宅地図可)
- (4) その他市長が必要と認めるもの



(別紙 2)

自主防災組織防災設備整備変更計画書

行政区名

	変更前	変更後
使用目的		
設置場所		
整備資機材		
収入		
支出		

様式第 5 号(第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市 町 区  
区長 様

笛吹市長



自主防災組織補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった自主防災組織補助金  
について、笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次  
のとおり変更を承認したので通知します。

1 承認した変更内容

2 変更後の交付決定額

円

様式第 6 号(第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市 町 区  
区長 様

笛吹市長



自主防災組織補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった自主防災組織補助金  
について、笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次  
のとおり変更を不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第7号(第9条関係)

令和 年 月 日

笛吹市長 様

申請者 笛吹市 町 区  
区長

自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった自主防災組織補助金について、笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額

円

2 補助金額

円

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書(様式任意)
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 完成写真等

様式第 8 号(第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市 町 区  
区長 様

笛吹市長



自主防災組織補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった自主防災組織補助金について、笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額

円

様式第 9 号(第 11 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 笛吹市 町 区  
区長

自主防災組織補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった自主防災組織補助金について、笛吹市自主防主防災組織補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義人				
預金種類	普通・当座	口座番号		

3 添付書類

振込先口座の通帳の写し(支店名、預金種類、名義及び口座番号等が確認できる書類)

様式第 10 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市 町 区  
区長 様

笛吹市長



自主防災組織補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した自主防災組織補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市自主防災組織補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日

年 月 日

3 交付決定額

円

4 取消後の交付決定額

円

様式第 11 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

笛吹市 町 区  
区長 様

笛吹市長



自主防災組織補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した自主防災組織補助金について、自主防災組織補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額

円

3 返還すべき補助金の額

円

4 返還金の納期限

年 月 日